

平成23年度「府民力推進会議（第5回）」の結果概要について

日時 平成23年10月25日（火）10時～12時
場所 京都平安ホテル「呉竹の間」
内容 個人住民税控除対象法人の条例による個別指定基準の具体的な判断基準（案）について

Q：公益要件を満たしていることを立証する書類のボリュームはどれくらいになるのか？
国税局の現行の認定申請書は16頁あるが、申請者にとっても非常に煩雑になるのではないのか。

A：申請者にとっては煩雑であると予想しているが、申請書と想いを書いたペーパーなどで読みとり、数値的なものだけでは判断できない部分は事務局が聞き取りを行って審査委員会に報告することを想定している。

Q：ボランティアスタッフの受け入れの実績について、現在NPO法人の活動でボランティアスタッフを受け入れているが、それらが学生の場合は、学校と正式に提携していることなどが要件を満たすためには必要なのか？

A：提携などの形でなくても、例えばゼミの教授との取り決めなど、事実が分かるものがあれば良いと考えている。

Q：府は国のPST基準の、「3,000円以上の寄附者100人以上」について、高ハードルであると考えているのか。

又、府の個別指定を受けて認定NPO法人にならない団体という想定はあるのか。

A：国のPST基準は高いという認識。府の個別指定を受けた後に認定NPO法人になってもらう仕組みにしたい。

Q：仮認定法人ということは、寄付者に分かるのか？

A：内閣府が認定団体・仮認定団体のリストの情報を広報する予定である。

○ 公益要因の「地域性」を重視すると、全国エリアで活動している団体や難病支援など都道府県域を越えて活動をしている団体が不利となる可能性がある。府域で受益されることについて限定されすぎているのではないか。又、公益要件の基準のひとつにある「行政の政策目標に合致した活動」という文言については府と協働して活動をしている団体を優先的に認定していくというように読み取れるため、違和感を感じる。

○ 行政の方向性と合わないような活動についてどのように評価するのか、という課題はある。又、受益者や利害関係者など、外部からの評価を受ける仕組み（サービス満足度）を持っているのかも重要な判断基準と思う。

○ 国のPST基準に替わる基準として、非常に分かりにくい。公益性の判断を市民に委

ねるという流れがある中で、公益要件の一部を自治体や行政の附属機関のような審査委員会で審査することが適当なのか、又、行政の政策目標に合致するNPO法人を評価するかのような基準は、NPO法人の活動を形にはめようとしているように感じる。

- 前回の報告で、府内で認定NPO法人になった団体の8割方が府域を超えたオールジャパンの活動で認定をとっている。そういう偏り方がある中で、府の判断基準として地域的なものをどれだけみていくのかが問題となると思われる。
- 府が個別指定した法人に対して府民は「お墨付き」をもらったと思う。
- 信用できる、できないは寄附者に委ねるべきで、信用できる法人かどうかを府が決める必要はないのでは。法人にとっては公益性をきちんと評価されることが重要となる。
- 仮認定ではPST基準が免除されるが、これは寄附を掘り起こす為というのが基本的なスタンスである。数値基準が良いのであれば、例えば、寄附者50人というようなシンプルな基準にできないか。
- 仮認定は法人の助走期間のための制度。府としては国の基準を緩めるものではなく、また、助走期間ということだけでなく恒久的な基準を考えている。全国共通に該当するような基準であれば法律で定めるのが適当で、府が条例で指定するには府との関わりが必要になってくると考える。
- 国から地方に所轄庁が変わるのは、地域での活動内容は地域で判断するという趣旨。積極的に指定する方が市民活動が豊かになり、寄附を誘導する制度になるのだから、基準は緩くて良いのではないか。
- 公共性はこれからの計画ではなく、実績をもとに判断した方が良いと思う。
- 法人内に苦情・クレーム処理や懇談会の開催など、スタッフ及び利用者とのかかわりを持つしくみをもっているかどうか、あるいはしくみを作る意向があるかどうかも公益性を判断する視点になるのではないか。
- 運営要件の審査について、民間の評価機関とのリンクを考えていることに関しては、民間の評価機関は社会的認証開発推進機構だけでなく複数あった方が良い。今後評価機関ができるかもしれないので、複数の評価機関から申請者が選択できるスタイルが良い。介護事業では、第三者評価制度が既にある。
- 市と府との基準が違くと混乱するので同じにしたい。「行政の政策目標と合致した活動」という要件は、市が特定の分野・活動に特化して政策目標に合致するかどうかを判断するのは難しい。

- 改正された法律では、条例に対象法人を明記し、議会で承認を受けるようになっており、地域性が全くないと、議会での説明ができない。
- 国基準の上乗せ、横出しの基準は国制度の改正の都度、見直しが必要になる。
- 指定を行う手続きで議会での承認が必要となるが、条例に記載された法人に問題があったとしても、それは法人の責任であり、承認した議会の責任ということではないのではないか。
- NPO法人としては、申請する書類がさらに増えることはやめてほしい。また、審査委員会で公益性を判断すると、委員の恣意的な意向が働く懸念もあるし、時間もかかるので、行政だけで判断しても良いのでは。この基準を満たせば指定されるというように簡単な方が良い。
- 事業に対する評価ではなく、活動実績に対する評価になると思う。
- 公益性の判断は難しい。審査委員会で公益性を判断するのであれば、審査委員は目利きでないといけない。公益性の証拠を示すのは難しい。説明資料を作るのが上手い法人が有利にならないように配慮が必要。
- 市町村の認定NPO法人などへの寄附金控除の条例がある場合も、それぞれの市町村内に事務所があることが要件となっており、疑問を感じる。議会への説明のため地域性が必要と言われるが、議会の方にももっと理解を求めたい。我々民間セクターの方からも、認定NPO法人への寄附制度を促す活動をしていきたい。
- 会員100名の要件についても、「府民60人以上」などといった二重基準を設けても良いのではないか。
- 海外活動を行うNPO法人へ寄附する人も多い。そういう法人が京都府内を拠点に活動していることは府民の誇りになると言えるのではないかと。

区 分		氏 名	所 属 等
学識経験者		今 川 晃	同志社大学政策学部教授・大学院総合政策科学研究科教授
		窪 田 好 男	京都府立大学公共政策学部公共政策学科准教授 *
		土 山 希美枝	龍谷大学政策学部准教授
		新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
NPO 団 体	中 間	深 尾 昌 峰	(特) きょうとNPOセンター常務理事
	支 援	中 村 順 子	(特) コミュニティ・サポートセンター神戸理事長 *
	個 別	原 田 紀久子	(特) アントレプレナーシップ開発センター理事長
	分 野	吉 田 秀 子	(特) 働きたいおんたちのネットワーク理事長
地域団体		大 木 満 和	大宮まちづくり協議会会長、(有)常吉村営百貨店社長 *
		齋 藤 典 加	きらり上林代表 *
CSR企業		明 致 親 吾	一般社団法人CSRプラットフォーム京都代表理事
マスコミ関係		藤 田 晶 子	フリーエディター
		直 野 信 之	京都新聞社編集本部編集局長 *
金融機関		新 和 章	京都銀行公務部公務室長 *
行政	市町村	岩 橋 威 夫	精華町企画調整課長 *
		塩 貝 潔 子	南丹市地域振興課長 *
		西 出 義 幸	京都市文化市民局長
	府	金 谷 浩 志	京都府府民生活部長

*欠席委員